

## 生駒市森林整備方針のあり方についての懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 生駒市の第6次生駒市総合計画の施策の大綱のひとつである『地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち』の中の目指す姿の実現に向け、森林整備を円滑かつ確実に進めることとする。そのため、森林整備の方向性を確立することを目指し、市民等の視点からの意見又は助言を求めるため、生駒市森林整備方針のあり方についての懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 森林整備方針のあり方及び推進に関すること。
- (2) 森林の適切な管理に関すること。
- (3) 里山林の整備と管理に関すること。
- (4) まちなかの森林整備と活用に関すること。
- (5) 竹林の整備と管理に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 農家区長会の代表
- (3) 環境団体の代表
- (4) 福祉団体の代表
- (5) 公募市民の代表
- (6) 奈良県森林技術センターの代表
- (7) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長及び副座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 懇話会の開催期間は、令和6年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、農林課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。